

調査レポート

従業員・労働者のコロナウイルス感染判明に 金融機関はどう対応したか

多くの金融機関が感染を直ちに公表

2020年の春は新型コロナウイルス感染の拡大、パンデミックの広がりによって世界中が前年には予想もしなかった状況となった。日本でも緊急事態宣言が出され、金融機関も大きな影響を受けた。ここでは、金融機関の職員・労働者の新型コロナウイルスに感染が判明した時点で、それぞれの金融機関がどう対応したかを検討する。金融機関で勤務する労働者が新型コロナウイルスに感染したことが判明した時点で、多くの金融機関がホームページ上に職場名などを公表している。新型コロナウイルスのように感染力が強く、死亡者も多数出る感染症に直面した時、いつどこで感染したかの情報を広く共有し合うことが、さらなる感染の拡大を防止するうえで重要なことは異論がないだろう。

全国銀行協会は3月12日に「新型コロナウイルスへの対応に関する申し合わせ」を公表。その中では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者むけに緊急相談窓口を設置などして、既往債務について元本・金利を含めた返済猶予等に、迅速かつ柔軟に対応するなどの事業者支援を申し合わせている。同時に「実際に（金融機関の従業員等に）感染が判明した場合には、関係機関と連携しつつ、原則として速やかに公表するとともに、感染拡大の抑制に向け適切に対応する」としていた。

顧客の信用を最も重視し、風評被害を恐れる金融機関が従業員の感染判明を直ちに公表するという申し合わせは、今後の感染症問題に対しても重要な先例となるだろう。

当金融・労働研究ネットワークでは金融機関のホームページ上に公表されている感染状況を調査した。すべてを網羅的に調査したわけではないが、メガバンクでは三菱UFJ銀行が愛知県の江南支店をはじめ、東京都内の3支店店と銀行全額出資子会社における感染を公表。みずほ銀行は東京都内の4支店、三井住友銀行は京都の1支店と大阪府の法人営業部2カ所の感染判明を公表。地域銀行では14行が支店他19カ所、信用金庫は6金庫での感染判明を公表していることを確認できた。いずれも、店内消毒、濃厚接触可能性のある行員の自宅待機、顧客への連絡などが行われている。この数字はそれぞれの金融機関のホームページの表示様式が違うので、感染判明があっても確認できなかった金融機関がありうる点に留意が必要である。感染者の雇用形態は明示されていないが、契約社員や派遣社員、店内清掃業従業員、待機中の新入行員なども含まれている。

支店・職場名を公表

金融機関労働者の新型ウイルス感染を、当該金融機関がどのように公表するか。金融機関として明確に示した事例がいくつか確認できる。伊予銀行（本店愛媛県松山市）は3月2日に、40代女性行員の感染を公表している。この事例は3月2日、午前中に愛媛県の中村時広知事が「40代女性の会社員」として公表したものを、同日、同じ県庁で銀行が記者会見を行い、伊予銀行の大塚岩男頭取（当時、現会長）が、伊予銀行愛南支店の行員であることを明らかにした。女性行員は2月15～16日に大阪へ旅行し、15日にライブハウス「Arc」でコンサートに参加。その後、同ライブ会場で集団感染があったとの報道を受け、行員自ら銀行や保健所に報告。銀行の幹部が本店に集まり、緊急の対策会議を開いている。銀行はホームページ等で経過を説明し、愛南支

店は3月2日休業。銀行内、銀行外における濃厚接触者の確認。濃厚接触者の医療機関受診および自宅待機指示と健康状態の確認。店舗内の消毒作業。代替行員の確保による業務継続などを明らかにし、3月3日に愛南支店の営業を再開している。

当該支店以外の職員で支店業務再開

豊和銀行（本店大分県大分市）では、4月6日（月）、上野支店（大分市金池南町）の行員1名（男性）の感染が判明し、公表している。4月6日（月）に感染が確認され、4月7日（火）まで、上野支店を休業としたが、4月8日（水）から上野支店以外に所属する職員により営業を再開。上野支店所属職員は、感染防止に万全を期すため2週間自宅待機として、4月20日（月）から上野支店職員による営業を再開している。

この経過を朝日新聞は5月6日の電子版で「行員感染の豊和銀行 『総取っ替え』で乗り越える」と報じている。同行の上野支店行員の感染が判明したのは4月6日の夕方。県の発表では「会社員」とされていたものを、銀行は豊和銀行員であることや勤務する支店名を明らかにした。感染判明時には支店は窓口業務を終えていたが、まだ開いていたATMコーナーを30分早く閉鎖。翌7日は支店を臨時休業にし、同僚らにPCR検査を受けさせ、店内を消毒した。行員が外勤で接した顧客をリスト化し、連絡をとって事情を説明した。同行の権藤淳頭取は、他の行員は検査結果が陰性で消毒も済み支店の営業は可能になったが、顧客の不安を考慮して上野支店の行員を2週間自宅待機としたと語っている。しかし、新型コロナウイルスの影響で中小・零細企業の資金繰り、返済条件変更や融資などの相談が多くよせられていたので支店の休業を長く続けるのではなく、まず支店を開けると判断し、メンバーは感染の可能性のない人間（本部と最寄り支店の行員）による「総取っ替え」でやると決めたと話している。

2月27日 三菱UFJ銀行が公表

三菱UFJ銀行は2月27日に「昨夜、当行江南支店（愛知県江南市）に勤務している行員1名が、新型コロナウイルスに感染していることが判明」と公表。金融機関として支店名を公表し、メガバンクということもありメディアが一斉に報道した。危機管理ジャーナリストの中澤幸介氏はウェブサイトのYAHOO JAPAN ニュース（2月27日）で「新型コロナウイルスに支店行員が感染した三菱UFJ銀行の対応から学べることを」をレポートしている。レポートでは、行員は2月25日（火）、仕事を終えた後に発熱などの症状を訴え病院で受診。26日（水）に新型コロナウイルスへの感染が確認されたという。銀行は、江南支店で働く行員約40人のうち、濃厚接触の可能性のある行員10人に自宅待機を命じ、名古屋本部から行員10人の代替え要員を送り込み、支店内やATMの消毒作業を行い27日（木）午前9時から通常通り営業している。

中澤氏は三菱UFJ銀行のこの対応について「同行では10年前の2009年のH1N1新型インフルエンザ流行時も国内初の感染者が発表されたわずか数日後の5月18日に、神戸市の三宮支店で行員が感染していることが判明し、同支店と三宮支社に勤務する70人のうち幹部以外の約60人を自宅待機させ、代替行員を派遣して通常業務を継続させた経験がある」と指摘。企業が、災害時でも主要業務を継続できるようにしておくための計画BCP（事業継続計画）の重要性を確認し「今回の三菱UFJ銀行の対応も…かなりの準備がされていたと想像できる」としている。

以上、伊予銀行、豊和銀行、三菱UFJ銀行の事例を見てきた。伊予銀行の事例で、当該行員が銀行や保健所に自らの感染の可能性を報告したのが、行員自身が参加した大阪のライブでの集団感染を報道で知ったからであることから、感染症のさらなる感染を防止するためには、感染の発生場所、日時等が広く社会的に共有されることの重要性を確認できる。3月2日のこの時点では感染確認のニュースは多数出ていないこともあり、当事者の大きな不安も推察される。同時に、感染が判明したニュースが流れると、インターネット上で〇〇銀

行の××支店はどこか、感染したという行員はだれか、顔写真はあるかなどの極めて無責任な「犯人探し」が横行していることに懸念を抱く。

国際公務労連のガイダンス・ブリーフィング

今回の新型コロナウイルス感染拡大のような事態に対して、労働者をいかに守るかが重要な課題となる。グローバルに公務労働者を組織する国際公務労連（PSI 組合員約2000万人）は、新型コロナウイルス感染が拡大し始めた2月18日に「新型コロナウイルス感染発生：労働組合の取り組みのためのガイダンス・ブリーフィング」を公表している。（このガイダンス・ブリーフィングは3月11日のWHO＝世界保健機構によるパンデミック宣言を受けて3月14日に補充してアップされている）。（PSI 労働組合の取り組みのためのガイダンス・ブリーフィング）

その中で、PSI は過去の感染症の急速な広がりを経験の教訓として「労働組合と労働者の権利確立が、労働安全衛生上のリスクを軽減するうえで必須である」と強調して、労働組合の積極的な役割発揮を呼びかけている。PSI はその中で、感染の拡大状況の情報の共有（透明性の確保）を訴えているが、先に見てきた日本の金融機関の状況を検討すると、感染の発生した職場の労働者の権利、プライバシーをそれぞれの労働者の置かれた実情に応じて、いかに守っていくかなどが大きな課題となるだろう。先に紹介した、豊和銀行のケースでは銀行の対応に、取引先の経営者や個人客からは、「いい対応だった」「がんばって」など予想以上に好意的な反応が寄せられたという。

しかし、少数ながら「銀行の教育がなっていない」「行員を突き止めて社会に出すぞ」という心ない声もあったという。豊和銀行の権藤頭取は記事の中で「個人的な意見」としつつ「感染前はみんな自分が被害者だと思っているが、感染した瞬間にうつすかも知れない立場（加害者であるかのようにみられる）に変わるのが新型コロナ。明日は我が身、我が家族の話だと考えるべきではないか」と語っている。

記事の中で豊和銀行の労使関係や、この問題で労使がどのように協議したかについての言及はない。労働組合の視点から個別銀行の問題ではなく一般原則として考えるなら、当該労働者の置かれた事情が十分に反映される当事者を含めた労使協議が保証されるべきだろう。

金融機関は、感染者が出たかどうかにかかわらず、新型コロナウイルス感染防止のための緊急事態宣言への対応を行った。労働者を班別に編成してA班は月、水、金出勤、B班は火、木出勤とし、次の週は出勤の曜日を交代する交代制により就労人員数を削減し、個々の労働者の一日の勤務時間を延長するなどの変形勤務とし、体調不良や熱がある労働者に自宅待機を命ずるなどの措置を講じた。緊急事態宣言の下での経営側の措置に対して、金融労組は労使交渉を行い労働条件の不利益変更を阻止し、労働者の権利を守る取り組みを呼びかけた。そうした対等な労使交渉のできる関係の上に、職場での感染判明時の対外公表の在り方や濃厚接触労働者の自宅待機、業務の継続・再開が決定されるべきである。こうした労働者の側から見た職場の実態と労働者、労働組合の取り組みについては職場の実態を反映させて改めて検証したい。

金融・労働ネットワーク 田中均